

2 浜松市の財産に関する状況 ◎区別施設(建物)保有状況 ※資産経営区分による 中区 浜北区 天竜区 東区 西区 南区 北区 評価 H21 庁舎 職員宿舎 集会施設 文化施設 スポーツ施設 児童福祉施設 住宅施設 H22 消防施設 小中学校 書庫・倉庫 公衆便所 H21-22 その他 計 2,069 **247,034** 130,114 106,344 95,639 92,514 36,146 824,023 人口 116,232 633 51 人/ 1施設 ☆地域人口と施設数のアンバランス化

2 浜松市の財産に関する状況

◆施設の状況

- ・合併⇒政令市移行により膨大な財産を保有することとなった。(借地も多数)
- ・旧市町村単位で、シンボル的な施設や設置目的から規模、機能ともに多種多様な施設が点在。
- ・利用用途が類似している施設や当初の設置意義が薄れ低稼働化している施設も見受けられる。(旧庁舎の空きスペースや廃校の活用)
- ・中山間地域では、様々な補助金施設が多数存在している。

◆施設の管理状況

- •利用料金や制度等を旧浜松方式に統一したものの、逆に非効率化も。
- ・本庁・区役所・地域自治センターによる3層構造による施設管理
- ⇒施設の縦割り管理=非効率な人員配置、運営管理
- ⇒複雑な管理体制と施設管理責任の不明確化
- ・合併時の新市建設計画、人・カネ・モノに関する地域との約束ごと
- ⇒所管課による施設見直しへの弊害

☆抜本的な財産改革の必要性

【参考】浜松市における行革への取組み

【行革への取組み】

- ■事務事業の見直し
- ■職員定数の削減・補助金・外郭団体の見直し・附属機関等の最適化
- ■行革推進のためのしくみづくり

•••等々

- ①浜松市戦略計画の進捗管理体制の確立(政令市移行後)
- ・総合計画=予算体系(事項ベース)による計画の進捗管理 ②行政評価の導入(旧浜松市当時より継続)
- ・浜松市行政経営計画にもとづいた評価の実施
- ③公会計制度の導入(BS・PLを活用した財務状況の分析)

【行政基幹システムの導入】 財務、人事、文書管理等 の統一システムの導入



◎スピードかつ徹底した行革の推進への取組みの結果

⇒ここ数年の不況による危機的な財源減少にも迅速に対応が可能であった。



抜本的な財産改革には至っていない。

【参考】公会計への取組みについて

南区•西区自慢









【参考】公会計への取組みについて

◆公会計整備の主な取り組み

平成12年度 11年度決算による普通会計バランスシート公表

平成13年度 「財政のすがた(平成12年度決算)」公表

・普通会計バランスシート、行政コスト計算書

平成16年度 ・連結バランスシート(普通会計、特別会計、公営 企業会計、外郭団体(5公社1財団))を追加

平成18年度 浜松市新公会計制度研究会設置

「財政のすがた(平成17年度決算)」公表

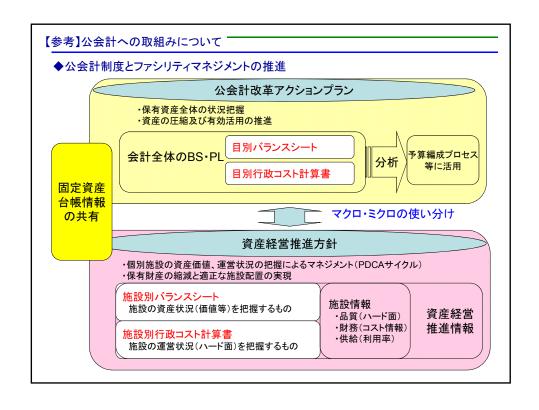
・総務省方式改定モデル普通会計財務諸表4表

・連結バランスシート(普通会計、特別会計、公営 企業会計、外郭団体(11法人))

浜松市公会計改革アクション・プラン公表

平成21年度 新財務会計システムの導入

発生主義・複式簿記と現金主義・単式簿記を並 列的に処理





3 資産経営に関する主な取組み

【財産改革のため体制づくり】

<u>平成19年度:</u>

- ・企画課、管財課、公共建築課の担当者による「FMプロジェクトチーム」を結成
- ⇒各所管課の共通の課題(再配置の必要性・財産処分・老朽化対応)
- ⇒廃校を対象に試験的に施設カルテの作成と分析(基本情報+品質情報を中心)
- ★第1次浜松市行財政改革推進審議会 ⇒☆ 保有財産の抜本的な見直しを!!

: 結果的にタイミングが合致⇒トップ判断による組織化への流れ(平成20年2月頃)

<u>平成20年度:</u>



- ・企画部内に資産経営課を設置(平成20年4月)
- ⇒庁内横断的な組織として設置。本格的に財産改革を始動!!
- ·資産経営推進会議の設置(設置当時)
- ⇒方針の作成、個別案件、資産経営に関する進捗管理、協議決定組織
- ①企画部長(委員長)、財務部長(副委員長)、政策調整広報官、総務部長、 地域振興·市民協働調整官、都市計画部長、建築住宅部長
- ②専門部会の設置:上記に関係する課長級10名で組織された事前部会
- ⇒現状では①②とも月1回程度開催

3 資産経営に関する主な取組み

<u>平成22年度:</u>

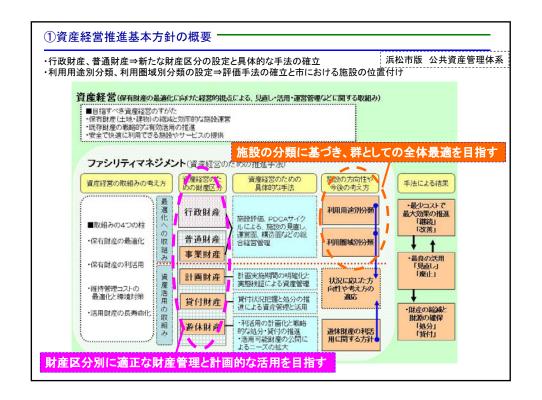
- ・財務部 管財課と企画部 資産経営課を統合し、財務部 資産経営課へ
- ⇒財産管理と資産経営の一体化
- ⇒財務部の強みを活かした資産経営の推進
- 資産経営推進会議の委員長=財務部長へ

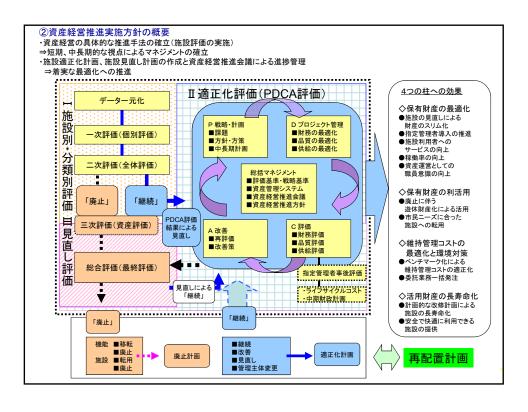
【財産改革のためのしくみづくり】

平成20年度:

- ◆「資産経営推進方針」の作成
- ⇒「財産管理」から「資産経営」へ
- ⇒資産経営のビジョン明確化
- ⇒ファシリティマネジメントの導入としくみの明確化
- ◆データの一元化実施
- ⇒ファシリティマネジメント推進のための環境整備
- ⇒品質・財務・供給情報等の一元化
- ・職員研修の実施(H20年度は4回実施。毎年1から2回開催)
- ⇒財産改革を進めるための全庁的な周知徹底と意識統一
- ⇒ファシリティマネジメントに関する理解と人材育成
- ⇒全課の課長補佐級及び実務担当者を対象







3 資産経営に関するこれまでの主な取組み(具体例)

◆データー元化について(H20)

まずは、2つの視点から調査及び一元化を実施

- ⇒①最適化への取組み(最適化=公共施設及び遊休施設)
- ⇒②資産活用の取組み(資産活用=普通財産)

①公有財産現状調査及びデーター元化

建物を中心とした現状調査及びデーター元化の実施 【概要】

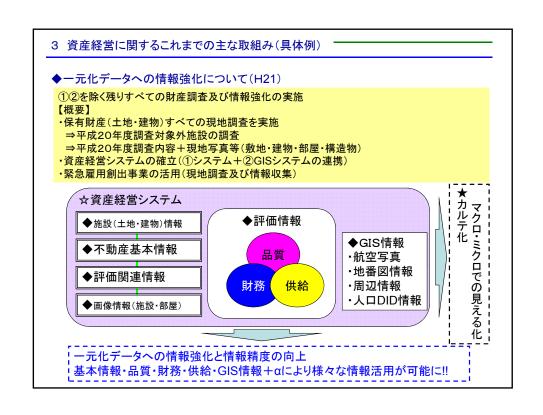
- ・財産基本情報+品質・財務・供給情報(約750施設)の一元化(FM導入のための基本情報)
- ・資産経営システム導入⇒施設評価及び資産経営を推進していくためのツール整備

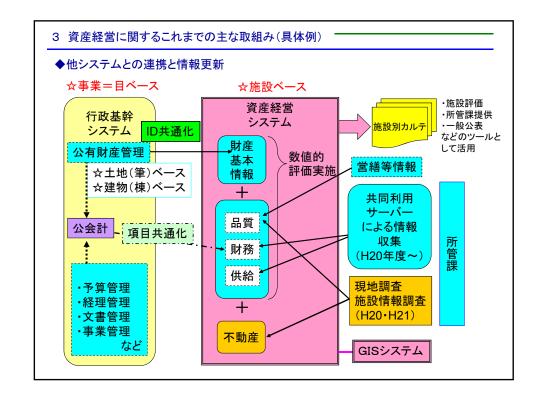
②遊休財産活用調査及び活用方策作成

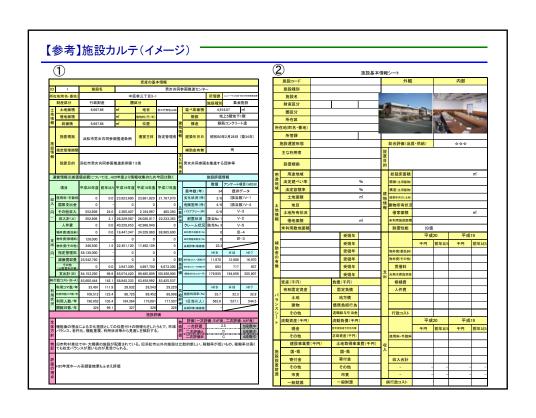
土地(普通財産)を中心とした現状調査及びデーター元化の実施 【概要】

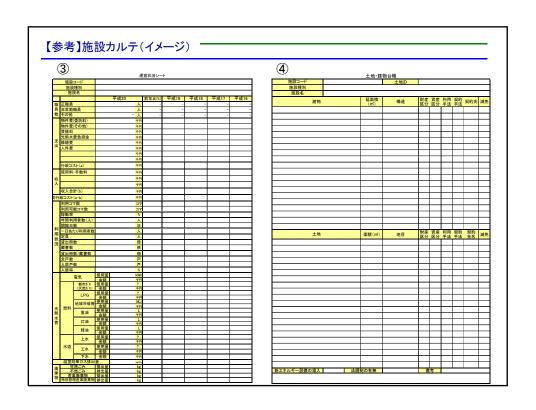
- ・普通財産の土地、約900ヶ所を対象(山林とオートレース場を除く)
- ・個別カルテの作成(基本情報+不動産情報+財産評価区分)
- ・GISシステムの導入(約900ヶ所のマッピング)

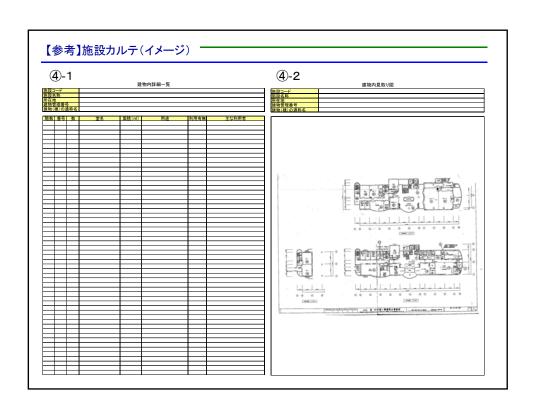
☆既存データ・システムの活用とアンケートによる情報収集+現地調査 により一定の精度確立と低コスト化を図り、低コストで費用対効果の高い環境 整備を目指した。



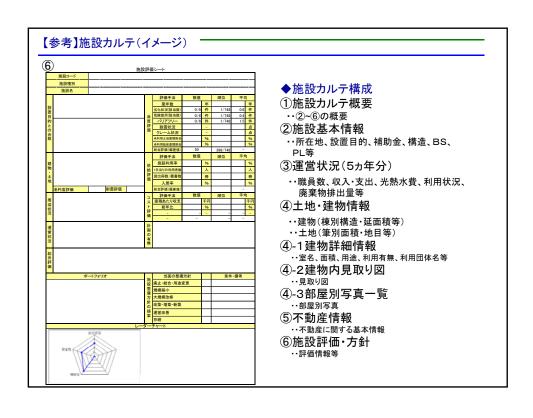


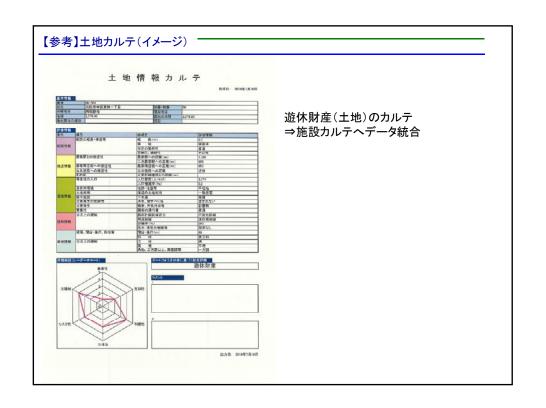




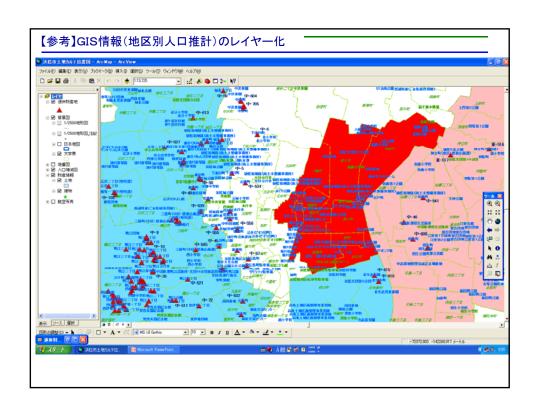




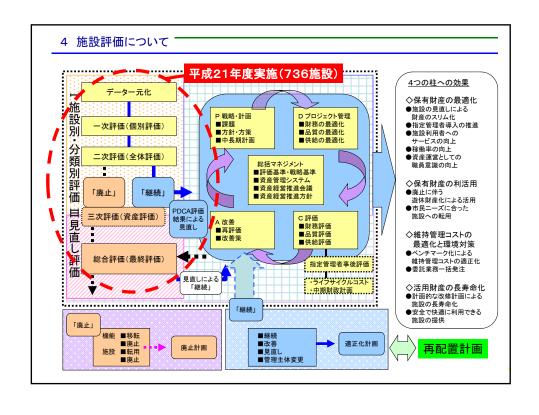












3 資産経営に関するこれまでの主な取組み

<u>平成21年度:</u>

◆第1期施設評価の実施(736施設実施)

- ⇒施設別に品質・財務・供給に関する改善点等の洗い出しと所管課への指摘
- ⇒「継続」「廃止」の仕分け(施設仕分け)

(1) 施設評価について

全体施設のうち736施設を対象に施設評価を実施し、施設の仕分けを行なった。 ※残る消防・学校・公営住宅・上下水道・排水機場など約1,400施設は平成22 年度実施中

【評価分類】

◎継 続

「継 続」 「改 善」

「見直し」 「管理主体変更」

◎廃 止 【機能面】 「移転」 「廃止」

【施設面】 「転用」 「廃止」

4 施設評価について ·既存情報、庁内アンケート 環境整備 職員研修 データー元化 の開催 ・項目別の指標化 ·次評価 資産経営 ・利用目的別(群)偏差値化 **客観的評価** 二次評価 職員研修 個別評価 資産経営推進会議 の開催 個別分析的評価 施設仕分け 三次評価 組織横断の視点 資産経営課 ・利用用途別分類等の評価の考え方・政策等の反映 ・実数の分析・現地調査・所管課ヒアリング など 施設評価(案)公表 職員研修 の開催 ・アンケート実施(利用者・市政モニター) ・議会、協議会報告、各課協議 ・所管課、関係団体との調整 市民等の意見 意見収集 ____ 庁内調整 ★総合評価、施設再配置計画への反映 所管課 総合評価 ・総合的な視点による協議・見直し・最終決定 -0 職員研修 の開催 最終決定·公表

18

4 施設評価について

(3)施設評価結果(平成21年度評価分)

◆施設評価対象状況(複合施設を含む)

利用用途分類	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
集会施設	35	10	23	7	28	9	90	202
庁舎	15	6	10	8	8	10	14	71
職員宿舎	1	0	0	0	2	0	61	64
スポーツ施設	8	1	6	2	10	7	25	59
児童福祉施設	13	8	7	8	7	0	3	46
その他(省略)	54	11	31	15	41	14	128	294
計	126	36	77	40	96	40	321	736

◆施設評価結果の状況(すでに廃止済施設を含む)

継続	改善	見直し	管理主体変更	廃止	個別 計画	計
249	233	43	98	102	24	736

実質的に公共施設としては廃止

統廃合もしくは民営化へ

4 施設評価について

- 1 ①基本情報+品質・財務・供給情報による分析
 - ・一次評価・二次評価・その他関連情報
 - ⇒個別施設の検証(設置目的と利用実態、運営管理状況、利用状況、劣化状況等)
- ②施設機能
 - •詳細情報(部屋別情報、利用者情報、利用実態等)
- ⇒設置目的にとらわれず施設が持つ機能と利用実態で検証
- ③周辺施設配置状況
 - ・周辺の施設情報(①及び②等)
 - ⇒施設機能の検証から統廃合の可能性

+

- ①マニフェスト、政策との関連性、事業評価結果
- ②所管課ヒアリング情報(本庁・区役所・地域自治センター・施設)
- ③地域環境(人口・社会ニーズ、地域における施設の考え方など)
- ④現地調査・利用者へのヒアリング



施設評価の結果

4 施設評価について(施設仕分けの一例)

【個別分析】◆舞阪文化センター(廃止)





利用用途区分	集会施設(ホール)
運営手法	直営
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築年月日	1974年(築36年)
総延床面積(m)	3558.77
機能	多目的ホール・体育館 会議室(洋・和室)・調理室等

- 【主な個別分析内容】
 ・設置目的と現状:ほぼ目的どおりの活用がされている。
 ・財務:「収入】一定の収入はあるが行政内の利用によるもの占めている。
 【支出】規模の割には経費がかかっていない。(他施設比較)
 ・供給:搖働率は低いが、地域人口から一定の利用はある。
 ・利用者数が減少している。
 ・品質:一定の耐震性能はあるが、築36年が経過しており設備改修等が必要・地域人口・今後の人口増は見込めない。
 ・その他:放課後児童会、不登校児童教室として常時利用 等々

【公表結果】 施設については廃止とし、施設機能の移転として、貸し館については舞阪自治センターや舞阪保健センター(施設の見直し)・体育機能は総合体育館等の活用を検討する。なお、放課後児童会については、元の舞阪小学校に戻すことを前提に調整する。(条件が合わない場合は、舞阪自治センターとする)。 関係所管課と調整したうえで、施設配置適正化計画において明確にしていくこととする。



4 施設評価について(施設仕分けの一例)

◆浜北体育館(廃止)



浜北総合体育館



利用用途区分	スポーツ施設(単体施設)
運営手法	指定管理
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上2階地下1階
建築年月日	1968年(築42年)
総延床面積(m)	5956.03
機能	ホール・会議室・事務所等

- 【主な個別分析内容】
 ・設置目的と現状・目的どおりの活用がされている。
 ・財務:【収入】一定の収入が確保されている。
 ・財務:【収入】一定の収入が確保されている。
 (支出】標準的な経費となっている。(他施設比較)
 ・供給・年間利害数が類似施設及び全体に比べても多い。(ただし、団体利用)
 ・品質: 耐震性能も低く、築42年が経過しており設備改修も含め大規模改修が必要
 ・周辺人口・人口が増加している状況
 ・その他・週 1回無料開放を実施

 【周辺】
 ・旧浜北市時代に総合体育館を建設、周辺に2学校施設開放(体育館・グランド)を実施

【公表結果】 耐震性能の低下と老朽化への対応が必要であり、浜北総合体育館やサンライフ浜北の代替施設があることから、体育館は廃止とし、 廃止後の土地利用については「適正計画」により、浜北区役所周辺の再配置を含め検討するものとする。

4 施設評価について(施設仕分けの一例)

◆文芸館(廃止)



スポーツ施設(単体施設)	
指定管理	【主な個別分析内容】 ・設置目的と現状:目的どおりではあるが単独設置の必要性は低い
鉄筋コンクリート造 地上3階	・財務: 【収入】利用状況の割には収入が少ない。 「支出】施黔規模・事業内容の割りに終費がかかっている。(他施設比較

利用用途区分	スポーツ施設(単体施設)
運営手法	指定管理
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築年月日	1966年(築44年)
総延床面積(m³)	1103.93
機能	展示室・会議室・事務所等

- 【支出】施設規模・事業内容の割りに経費がかかっている。(他施設比較) 供給・利用者・利用団体が固定されている。 品質、等名生が経過しており設備な修む含め大規模改修が必要。一部崖に面している。 その他: 利用者の高齢化が進んでおり、ニーズの拡大は厳しい

【公表結果】 文芸館に関しては、一定の利用も見込まれ、文化振興の視点から施設の必要性はあると考えるが、施設の老朽化、財務状況、周辺の類似機能施設 の存在をふまえて考えた場合、他施設への集約化により事業の継続と相乗効果による入場者等の拡大を進めることが望ましいと判断する。 廃止にともない、展示機能は、復興記念館や賀茂真淵記念館など、周辺の他施設へ集約。貸し館についても周辺施設へ集約する。 利用者及び関係所管課と調整したうえで、施設配置適正化計画において明確にしていてこととする。

4 施設評価について(施設仕分けの一例)

◆三ヶ日保健センター別館(廃止)

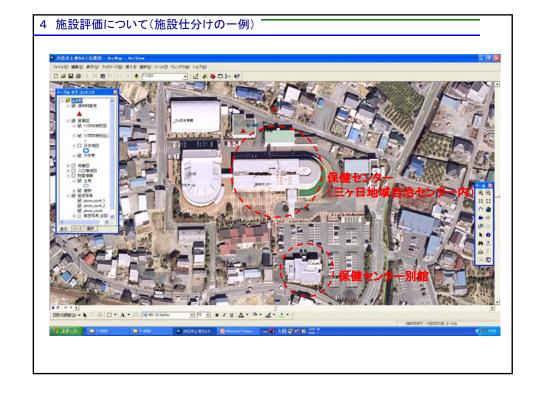




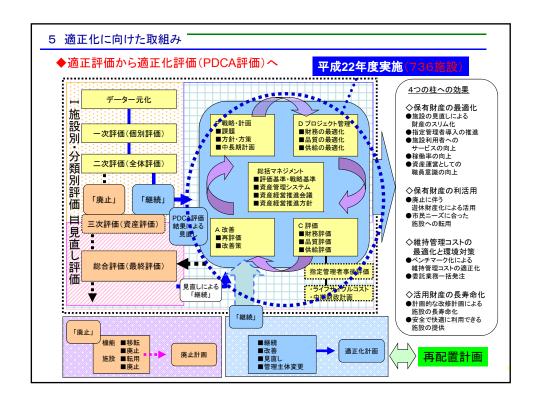
利用用途区分	スポーツ施設(単体施設)
運営手法	指定管理
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築年月日	1966年(築44年)
総延床面積(m)	1103.93
機能	展示室・会議室・事務所等

- 【主な個別分析内容】
 ・設置目的と現状:主に事業は、自治センター内の三ヶ日保健センターで行われている。・財務:【収入】なし 「支出】別館であるため事業が少ないが、運営経費がかかっている。 ・供給、別館であるため利用は少ない。 ・品責、構造的には特に問題はないが、スペースが余剰化している。 ・その他:隣接に本館が存在している。

【公表結果】 同敷地内に三ヶ日保健センターがあり、機能が重複しているため保健センターとの統合により事業は継続、別館は廃止するものとする。 廃止後の施設の利活用については、三ヶ日自治センター周辺の施設も「再配置計画」の中で検討するものとする。







5 適正化に向けた取組み

◆施設評価から適正化評価へ

「継続」・・・継続・改善・見直し・管理主体変更

- ◆「適正化計画」の作成
- 「継続」と評価したものについて5年間(平成22~26年度)の計画を作成・品質、財務、供給に関する適正化に向けた計画
- ◎直営施設:施設が作成⇒区・所管課⇒本庁・所管課⇒資産経営課
- ◎指定管理者施設:施設所管課が作成⇒本庁所管課⇒資産経営課

「廃止」・・・廃止

◆「廃止計画」の作成

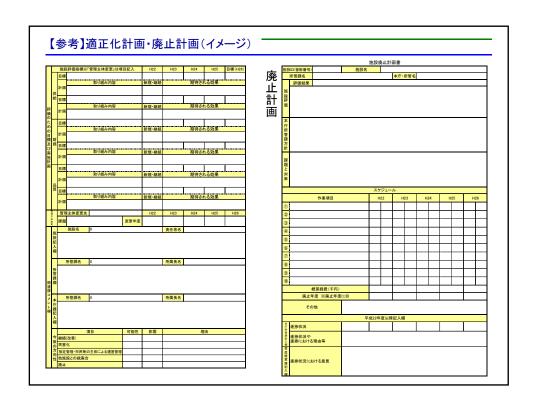
「廃止」と評価したものについて5年以内(平成22~26年度)の計画を施設所管課が作成・施設の廃止、建物の取壊し等、概算予算等具体的な項目とスケジューリング

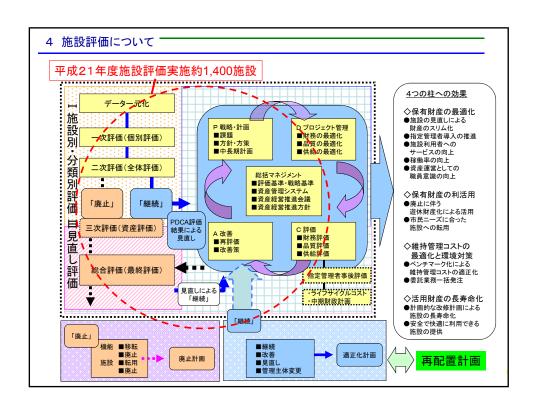
- ◎評価により廃止となった施設⇒本庁・所管課
- ◎既に廃止となっている施設⇒施設・所管課



5ヶ年計画のPDCA評価により着実な計画の進行管理と実施を目指す

各種計画については10月に公表予定





5 公共施設再編への取組み



浜松発!青春·教育映画 「書道♥ガールズ」 2010年秋、浜松先行公開中

5 公共施設再編への取組み

- ★施設評価で継続及び移転・配止となった施設を対象に施設の再編
- ⇒統廃合・多目的利用による更なる資産の圧縮と施設活用の活性化
- ⇒施設運営の適正化や一元管理化など
- ⇒旧市町村体制から政令市移行後の施設配置等のスタートラインへ

☆国・県による補助金施設等の見直し⇒施設見直しのチャンス

- ◆公共施設再配置計画の作成(抜本的な施設の見直しと再配置の実施)
- ・一元化データ及び施設評価結果、「適正化計画」を活用し、抜本的な施設のあり方の見直しや現状における課題解決策をふまえ、庁内横断的な視点で作成

浜松市公共施設再配置計画

基本方針

【基本的な考え方】

- 〇用途別・利用圏域別区分による施設の整理と統廃合
- ○利用目的の複合化と市民協働による施設の活性化 ○地域の実情に配慮した施設の設置

個別計画 / 其

基本方針に基づいた具体的な計画を策定中

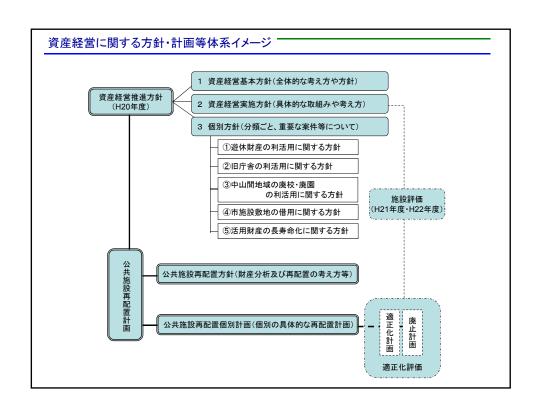
- ・資産経営、横断的視点。コーディネイト・庁内調整
- ・所管課及び利用用途別による検討
- 資産経営推進会議で協議

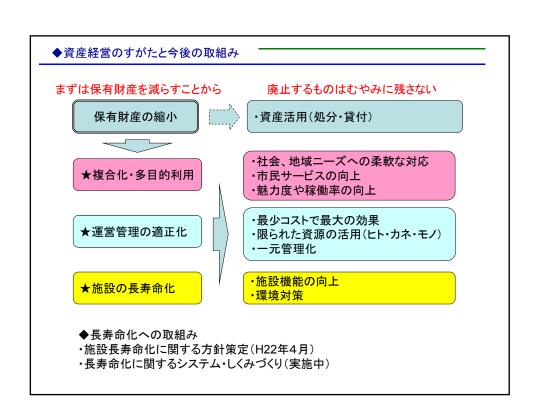
)

9月公表

①平成22年度末公表予定

②平成23年度中公表予定





6 資産の活用について

浜北区自慢







6 資産の活用について

【特色ある主な活用事例】

☆旧庁舎の活用

- ⇒旧役場の外国人学校への活用例(旧雄踏町役場)···事例1
- ・浜松はブラジル人を中心とした外国人が約3万人在住している都市。

外国人への学習支援拠点として、1階を日本語教育施設。2階を外国人学校へ貸し付け

- ⇒庁舎空きスペースの活用例
- ・中山間地域における生活環境向上のため、2階部分を農協へ貸し付け(佐久間地域自治センター)
- ·NPOなど市民協働活動団体の事務所としての貸付
- ☆地域活性化事業での活用
- ⇒中山間地域振興計画との連携による活用を推進
- ⇒旧佐久間教職員住宅をNPO「がんばらまいか佐久間」へモデル事業の一環で利用
- ・旧教職員住宅を「田舎暮らしお試し住宅」として活用・・・事例2





6 資産の活用について

☆その他遊休財産

- ⇒旧国鉄佐久間線(建設中止)の相津トンネルを地元研究会へ有償貸付
- ・天然冷暖房を利用した浜松ワインセラーとして活用⇒ワインの販売も開始 ・地元研究会による新たな「ホワイトアスパラ試験栽培」進行中。更には新しい試みも!?





★旧天竜市で取得した財産

財産所管課・・・・「取得時の契約により公共目的以外での活用は不可能」 資産経営課による再調査⇒活用は可能⇒活用可能財産

6 資産の活用について

本庁舎における資産活用

◆広告事業の実施

- ①庁内モニター広告
 - ・大型モニター2ヶ所、小型モニター8ヶ所
- ・平成21年~平成26年(5ヶ年)
- ・市が仕様書、公募⇒民間事業者設置
- ·内容:民間CM、市広報、議会中継等
- •1,500,000円/年

②広告入り足拭きマット

- ・出入り口・エレベーターの足拭きマット
- •平成21年~平成22年
 - (1年間⇒最長5年間継続可能)
- ・本庁舎出入口4ヶ所、エレベーター4ヶ所
- •民間事業者設置
- •内容:民間広告、市広報
- •168,614円/年





6 資産の活用について

- ③接客カウンター椅子広告(10月より実施)
 - ・本庁舎1F~3Fの接客カウンター119脚
 - •1,100,000円/年
- ◆自動販売機設置場所貸付業務
 - ・本庁舎内18ヶ所
 - ・平成22年から平成25年までの3年間
 - ・269,335円/年→34,230,000円/3ヶ年(11,410,000円/年)=4236%増

区役所及び各施設等への事業手法の導入・拡大中



利用率等の向上により、媒体としての施設価値を高めることが必要 ⇒施設の複合化の推進と適正化評価による施設価値の向上



施設経営=利便性と市民サービスの向上

6 資産の活用について

活用=処分や貸付

- ◆資産の活用・・・・
- ・施設評価や再配置計画により、施設の遊休財産は更に増加する。
- ・処分価格より事務手数料(測量・鑑定・解体処分費など)の方が上回るケースも。
- ◆一方で・・・・・
- ・厳しい財政状況の中では事業も選択と集中をせざるを得ない。
- 施設における自主事業の廃止や縮小が進んでいる状況。
- ・市は団体・地域等への補助金の見直しを行っている。



- ◆資産活用における考え方の一つとして
- ・既存財産を政策推進の支援ツール(自主事業・民間事業)としての活用
- ・庁内、庁外への情報共有・提供は不可欠
- ⇒地域など市民・企業からの提案、庁内の政策との連携
- ・処分や貸付の基準等にも柔軟な対応が必要(適正管理と資産活用)

7 最後に

- ・施設保有⇒生涯コストを持ち続ける⇒施設の縮減⇒「人・カネ・モノ・事業」に関する もっとも効果的な行革であるとともに、官民連携の推進・拡大への近道
- ・浜松市の取組みは現在進行形。状況の変化により柔軟に対応
- ・予算と改修等全体のしくみづくり構築と環境整備が最終のミッション

これまでを振り返って(参考)

- ✔財産改革必要性の認識と横断的な組織としての機能 ⇔所管部局の課題を解決
- ✔トップダウン+ボトムアップ+第3者の存在
- ⇒短期間で全庁を巻き込む+ 指摘・進捗管理
- ✔スピード感(3年以内が勝負!?)
 - ⇒新しい取組みは長くても3年が限界⇒それまでにはしくみづくりが不可欠
- ✔資産情報だけではなく、政策、庁内・社会動向などあらゆる情報収集を
- ✔問題志向⇒解決志向、ビジョンを明確に
 - •「課題をどうするか」ではなく、「課題からどうしたいか」理想像に向けた考え方や 行動、調整が大事なのでは!?

ご清聴ありがとうございました。

静岡県 浜松市 中区 元城町103番地の2 浜松市役所 財務部 資産経営課

FM企画グループ

TEL:053 (457) 2533

FAX:053 (457) 2248

E-mail shisankeiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp HP http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp

市政⇒市資産の活用(資産経営推進方針)

